八五一〇・二〇	バリカン	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器	八五・一一		は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一〇・三〇	脱毛器				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一一・一〇	点火プラグ				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一一・二〇	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一一・三〇	ディストリビューター及びイグニションコイル				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一一・四〇	スターター及び始動充電発電機				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一一・五〇	その他の発電機				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一一・八〇	その他の機器				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一二・一〇	照明用又は可視信号用の機器（自転車に使用する種類のものに限る。）				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一二・二〇	その他の照明用又は可視信号用の機器				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一二・三〇	音響信号機器				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一二・四〇	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）	八五・一二		

八五・一三		携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）			
八五一三・一〇	ランプ				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五・一四		工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）			
八五一四・一〇	抵抗加熱炉				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一四・二〇	電磁誘導又は誘電損失により機能する炉				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一四・三〇	その他の炉				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一四・四〇	その他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五・一五		はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器			
八五一五・一一	はんだごて及びはんだ付けガン	ろう付け用又ははんだ付け用の機器			
八五一五・一九	その他のもの	金属用抵抗溶接機器			
八五一五・二二	全自動式又は半自動式のもの				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一五・二九	その他のもの	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）			は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ
八五一五・三一	全自動式又は半自動式のもの				は、ＬＶＣ四十パーセント又はＣＴＳＨ